

## 道路運送法施行規則改正について（運営協議会関係等）

## ①道路運送法施行規則改正その1（運営協議会関係）

改正：R5.9.22 施行：R5.10.1

## ポイント

協議の場を運営しやすくするため  
「運営協議会」を「地域公共交通会議」へ統合

## 改正前

## 運営協議会

施行規則第51条の7  
地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会。

## 地域公共交通会議

施行規則第9条の2  
地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主催する会議。

## 改正後

- ・ 施行規則第51条の7及び9条の2を削除
- ・ 施行規則第4条において地域公共交通会議を新たに定義づけ  
→改正前の地域公共交通会議及び自家用有償旅客運送を「地域交通会議」とし2つの会議体を一本化

## ※みなし規定あり：省令附則第2条

この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、第3条の規定による改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなす。

今回の改正においては、必ずしも実質的な統合を要するものではないため、既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能です。

## ①道路運送法施行規則改正その2（手続き簡素化・運送事業者との連携拡大）

改正：R5.11.2 施行：R5.11.2

## ポイント

- ①事業者協力型自家用有償運送に配車サービスの提供を追加
- ②更新登録の手続き簡素化（添付書類の省略化）

## 改正前

## ①事業者協力型

施行規則第51条の2の2  
法第79条の2第1項第5号において国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする。  
※法第79条の2第1項第5号：  
運行管理の体制の整備その他省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送を「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。

## ②更新登録申請

施行規則第51条の10第2項  
更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。  
※施行規則第51条の3に規定する添付書類：  
①定款・謄本・役員名簿 ②路線図（交通空白） ③欠格事由に該当していない旨の宣誓書  
④協議が調っていることを証する書面 ⑤自動車の使用権原を証する書面  
⑥福祉車両運転者の要件確認書面 ⑦セダン型車両運転時の要件確認書面 ⑧運行管理体制図  
⑨整備管理体制図 ⑩連絡体制図 ⑪任意保険証書等 ⑫旅客の名簿 ⑬&⑭自動運転に係る書類

## 改正後

- ①事業者協力型  
事業者協力型の委託業務に「旅客の運送の手配に係るサービスの提供」を追加
- ②更新登録申請  
①、②、⑤～⑭の書類について、内容に変更がない場合は添付省略可